

被扶養者認定に必要な添付書類一覧

16歳以上の方につきましては**健康保険被扶養者異動届**と**現況書**の他に下記の添付書類を添えて当組合までご提出ください。
扶養に入るためには一定の条件を満たしている必要があるため、書類を提出することで無条件に認定されるものではありません。あらかじめご了承ください。

○：必ずご提出ください
△：該当する方は必ずご提出ください

必要書類		国民年金第3号被保険者届 (20歳以上の方)	住民票 (世帯全員の続柄入り)		所得証明書			給与明細(写) 直近3ヶ月分	※3 雇用保険 関係書類	※4 送金証明 直近3ヶ月分	年金改定 通知書(写)	その他	
			認定対象者	母(父)子 家庭の方	扶養認定 対象者	※1 被保険者の 配偶者 (妻・夫)	※2 その他親族						
子	出生			○			△						
	学生		△ (氏が違う方)	○			△	△ (アルバイト)			△	学生証(写)	
	学生以外		△ (氏が違う方)	○	○		△	△			△		
配偶者 (妻・夫)	専業主婦(夫)	○			○						△		
	働いている方 (パート・自営業等)	○			○			○			△	自営業の方は 確定申告書 (写)	
	退職を理由に 扶養に入る方	○			○			○			△		
	結婚を理由に 扶養に入る方	○			○						△	婚姻日の わかる書類	
父・母	同居	無職		○							△		
		働いている方 (パート・自営業等)		○		○		△	○		△	自営業の方は 確定申告書 (写)	
		退職を理由に 扶養に入る方		○		○		△	○		△		
	別居 <small>住民票が別世帯</small>	無職		○							○	△	
		働いている方 (パート・自営業等)		○		○		△	○		○	△	自営業の方は 確定申告書 (写)
		退職を理由に 扶養に入る方		○		○		△	○		○	△	
その他の 親族	同居	学生		○				△ (アルバイト)			△	学生証(写)	
		無職		○		○		△			△		
		働いている方 (パート・自営業等)		○		○		△	○		△	自営業の方は 確定申告書 (写)	
		退職を理由に 扶養に入る方		○		○		△	○		△		
	別居 <small>住民票が別世帯</small>	学生		○				△ (アルバイト)			○	△	学生証(写)
		無職		○		○		△			○	△	
		働いている方 (パート・自営業等)		○		○		△	○		○	△	自営業の方は 確定申告書 (写)
		退職を理由に 扶養に入る方		○		○		△	○		○	△	

※1 配偶者の所得証明書： 配偶者が被保険者の被扶養者に認定されていない場合、配偶者の所得証明書をご提出ください。

※2 その他親族の所得証明書： 被保険者の被扶養者に認定されていない兄弟姉妹等がいる場合、その方たちの所得証明書をご提出ください。
(被保険者より扶養能力の高い親族がないことを確認するため)

※3 雇用保険関係書類：
 雇用保険未加入・受給権なし・放棄の方 ⇒退職日と在籍期間の確認できる書類(写)
 雇用保険受給申請前・申請中の方 ⇒離職票1、2または雇用保険受給資格者証(写)
 雇用保険受給制限中・受給中の方 ⇒雇用保険受給資格者証の全ページ(写)
 雇用保険受給期間延長中の方 ⇒雇用保険受給期間延長証明書等(写)
 雇用保険受給終了後の方 ⇒終了印のある雇用保険受給資格者証の全ページ(写)

※4 送金証明書： 金融機関の振込票控えまたは現金書留の控え、被保険者が別居の扶養家族の方と生計を同じにしている事が第三者からみて証明できる書類。

注意：
 ◆60日以上遡って扶養に入られる場合には、別途ご提出いただく書類がございます。
 あらかじめ健保組合までご相談ください。
 ◆その方の状況により、上記以外にも追加でご提出いただく書類がございます。
 例：傷病手当金受給の方⇒保険給付支払決定通知書(写)等
 養子縁組・内縁関係の方⇒戸籍謄本
 外国籍の方⇒住民票(写)または 住民票記載事項証明書
 ◆どの書類を提出すればよいか不明な場合には、直接健康保険組合までご相談ください。

【お問い合わせ先】
 全日本理美容健康保険組合 適用課
 TEL：03-6661-6106